

- 『「日本再興戦略」改訂2014』にも掲げられている「世界最高の知財立国の実現」に向け、知的財産分科会で整理された課題に対し、着実に施策を実施。

I. 世界最速・最高品質の知財システムの実現

- ・審査迅速化の10年目標「FA11」の達成
(FA(一次審査期間):2004年26ヶ月→2013年11ヶ月)
- ・国際的なイノベーション競争の激化

- ↓
- ・世界最速かつ日本での結果が海外でも通用する質の高い審査を実現
 - ・イノベーションを促進する環境整備

1. 「世界最速・最高品質の審査」の実現

2023年度末までに「権利化までの期間」を「平均14か月以内」にする目標を新たに設定。また、審査品質管理小委員会を新たに設置する等品質向上の取組を強化。さらに、審査によって付与された権利の安定性に資する制度の在り方についても調査等を実施。

2. 利便性の高い情報検索環境の構築

中国・韓国語文献の全文を日本語で検索できる「中韓文献翻訳・検索システム」の提供を開始。また、新たな知的財産権情報提供サービスである「J-PlatPat」を提供予定(今年3月)。

3. 営業秘密の保護強化に向けた取組

世界最高水準の営業秘密保護を目指し、営業秘密漏えいに対する制度の見直しに向けた検討、営業秘密管理指針の改訂及び中小企業等に対するワンストップ支援体制整備を実施。

4. イノベーション促進のための職務発明制度の見直し

企業のメリットと発明者のインセンティブが両立するような制度の改善を図るべく職務発明制度の見直しを検討。

5. 知的財産を取得する際の料金制度の検討

知的財産権の活用を促進すべく、特許特別会計の中長期的な見通しを踏まえ、特許料金等の改定を検討。

【平成26年法改正】

- ・特許権の早期安定化を可能とするための「特許異議申立制度」の創設
- ・弁理士の使命の明確化・業務の拡充

II. 地域を支える中小・ベンチャー企業等への知財支援

- ・企業数の99.7%を占める中小企業による日本への特許出願は、全体の12%
- ・中小企業の外国特許出願率は15%であり大企業の半分

↓

地域を支える中小・ベンチャー企業、小規模事業者等の知財に関する多様なニーズに応じた幅広い支援を強化

1. 専門家が相談に応じてくれる窓口機能の強化

全都道府県に設置する「知財総合支援窓口」に、知財専門家(弁理士・弁護士)を週に1回配置する等支援を拡充。

2. グローバルに展開する中小企業の知的財産の権利化支援、模倣品対策

全国で外国出願費用の補助を受けられるよう権利化支援を拡大。模倣品対策は、模倣品調査に加え、警告状作成・送付及び行政摘発費用を補助対象に追加。

3. 既に公開されている技術文献等の調査支援

地域を支える中小企業、地域の組合等に対して、包括的な先行技術調査を支援することで、効果的な権利取得等を実現し、地域の活性化を促進。

4. 営業秘密の保護強化に向けた取組(再掲)

世界最高水準の営業秘密保護を目指し、営業秘密漏えいに対する制度の見直しに向けた検討、営業秘密管理指針の改訂及び中小企業等に対するワンストップ支援体制整備を実施。

- ・地域団体商標の登録主体の拡充
- ・特許権を取得する際の手続に関する救済規定の整備

III. 知財システムの国際化の推進

日本からの国際出願がここ10年で約2倍以上に急増
(2004年2.0万件→2013年4.3万件)

↓

審査結果の発信、アジア諸国などの知財システムの整備、国際調和等を通じ、企業のグローバル活動を支援

1. 我が国の審査結果の海外発信

我が国の審査結果を発信し他国で同様の権利を迅速に取得するため、特許審査ハイウェイの拡大や運用改善の検討を継続的に実施するとともに、当該審査結果を各国と共有・一般ユーザーにも提供する機能を開発(五大特許庁において逐次提供開始)。さらに、国際調査の管轄を拡大し、米国におけるPCT出願について調査等を開始予定。

2. 我が国の制度・運用の海外発信

新興国に我が国の審査手法等我が国の制度・運用の一層の浸透を図るため、審査官等の派遣・受入やセミナー・ワークショップの開催等を実施。

3. 特許及び商標制度の国際調和

知的財産に関する国際的な制度調和等を実現するため、特許法条約及び商標法に関するシンガポール条約の実施のための国内規定の整備を検討。また、特許制度調和に関するシンポジウムの開催等を通じ、更なる国際調和の議論をリード。

4. 意匠の国際協力の推進

意匠分野における主要国・地域間での議論の枠組として意匠五庁(ID5)会合を創設。

- ・「色」や「音」等の新しいタイプの商標の保護の導入
- ・意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定への加入に向けた取組み